

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（令和2年度第1回） 要旨

日時：令和2年8月19日（水）

午後2時30分～午後4時00分

場所：柴田町役場 保健センター4階

<出席者>

佐々木鉄男委員、中嶋紀世生委員、志子田清蔵委員、阿部有子委員、関六郎委員、佐藤正壽委員、村山菜穂子委員、大庭三余子委員、（児玉芳江委員欠席）

<事務局>

藤原まちづくり政策課長、畑山課長補佐、駒板主事、佐々木

<傍聴人>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席はなし

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名員の指名

阿部委員・関委員（輪番制）

4. 議 事

住民自治によるまちづくり基本条例に基づくまちづくりの実施状況について（資料）

中嶋会長：4番の議事に移りたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

（事務局より検討チェックシート第4章第3節説明）

中嶋会長：今第3節である第24・25・26条をご説明いただきました。質問等については、上から順に伺いたいと思います。まず第24条の情報共有の促進について、ご意見ありましたらお願いします。

阿部委員：まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をする。そしてそれを広報するとあるのですが、それはどのように行っているのか知りたいです。例えば、ここの行政区はこんなことを行っているとかを住民の方から集めて、それを管理して、その中から広報する。そういうことをしているのかなど。広報しただけの街角ニュースでやっているのは見るのですが、それ以外の手段で何かやっているのか知りたいです。

駒板主事：まず、各行政区・町内会の情報の収集につきましては、各地区の総会資料等を頂いておりますので、各地区でのイベント等につきましては、大体この時期に各地区でこういったイベントがあるという風に把握しております。その中で、取材に行きたいイベント等については、区長さん等にこちらからご連絡して取材をし、それらを広報しぱた等に掲載しております。また、行政区とは関係のないイベントやお知らせ版等で掲載希望のあったようなものについても、広報のほうで取材と掲載をしています。

阿部委員：それだと行政区のイベントについては、終わってから知らされるということですよ。これからこんなことをやるよと言うのを、他の地区の情報を得られれば、見てみたいと思うし、できたら一緒にやってみたいとも思うんです。そういう広報の仕方は全くされていないと感じています。凄く思うのが、ゆる.ぷらってギャラリーを使っているいろいろな芸術家さん達が発表されていますよね。そこに各行政区の活動報告なんかあったら、「私たちの活動が載っている」とか「私たちの写真が載っている」だとかで多くの方が見に来ると思うんですよ。なので、そういう情報の発信もあったらいいなと思っています。

駒板主事：確かにお知らせ版については、全町民向けのものとなっているため、各地区のイベント等については、阿部委員からご提案があったように、ゆる.ぷらを使って各地区の活動報告や今年の活動計画等を紹介する方法を検討していきたいと思います。

中嶋会長：お知らせ版に掲載するとなると、原稿の都合上締め切りが1ヵ月前などになってしまうため各地区の情報を載せるにしても難しいのかなと思います。また、紙媒体だと、どうしても最新の情報の発信は難しいのかなと思うので、理想は各行政区で facebook やホームページを使って情報を発信することだと思いますが、高齢の方ですと facebook 等使いこなせる方が少ないのもあるので、上手く紙媒体との使い分けみたいなのができる、もう少し広く共有ができるのかなと思いました。

児玉委員：私も子供会関係で話を聞いていると、学校から来る紙は見ないのに、スマホに流れてくる情報は必ず見るっていう話もあって、デジタル化が進む中で、アナログをどう使うかは今後も課題になってくると思います。

中嶋会長：住民の方から、地区外の皆さんに知ってもらいたいと思ったものをアップしたりだとか、もちろん地区の方のみで行う行事とかもあると思うので、その辺を住民の方が上手く使いこなせたら面白いのかなと思います。あとは、ゆる.ぷらでも紙媒体で見れるようにしてもらえたりすると、もっと身近に感じるのかなと思います。

志子田委員：確かに情報を発信するのも大事だと思いますが、受信する側の意識改革も必要があると思います。25条にあるように、役場って公開できるものなら基本公開しているので、結構な量の情報を発信しているんですよ。ただ、受信する側がそれに気付かないっていうのがあって、すごく勿体ないな。これだけ発信するのであれば、住民の方にもっと受信するように仕向けるのも課題だと感じています。

中嶋会長：この条例を作ったときよりもデジタル化が進んで、高齢の方もパソコンやスマートフォンなど使っていますので、時代にあった情報の発信の仕組みづくりも考える必要があるのかなと感じました。

また、ゆる.ぷらについても、先ほどお話あったようにギャラリーの活用方法などまだまだ改良の余地があるなと思いました。それでは、次に進んでもよろしいでしょうか。第26条、参加の促進について何かご意見ありますでしょうか。個人的に町長へのメッセージという取組みがとても面白いと思ったのですが、これは一年間でどのくらいきているものなんでしょうか。

駒板主事：令和元年度の情報なのですが、はがきで届いた件数が77件、メールで届いた件数は14件、合わせて91件となっております。

佐々木委員：これは全てのメッセージに対して回答しているのですか。

藤原課長：匿名で返信できない場合ですとか、回答不要の場合は回答しておりませんが、それ以外については回答しております。

阿部委員：審議会の委員について、計画づくりの過程で公募されることはありますでしょうか。

駒板主事：総合計画などは、過程の段階で公募しています。

阿部委員：あまり過程の段階から公募していないなと思っていて、この前も別の委員で呼ばれたときに、もうあと工事に着工する手前くらいで審議したりして、もっと前の計画の段階から始めれば、もっといろんな案が出ていいのではないのかなと思ったりしています。

佐藤委員：そこまでは難しいと思いますけどね。そういうのは議会の役割になってくるので。

阿部委員：では、議員じゃないから意見を言えないということになりませんか。

佐藤委員：そこが難しくて。議員は選挙で選ばれていますし、一般の方は専門的な知識もあるわけではないですから、その辺は難しいところですよ。基本は議会が町長に対してチェックする機能を持っているわけですから。

阿部委員：でも、諦めたり、参加できないとなると興味が無くなってしまう気がするんですよ。

中嶋会長：私も意見を集めるやり方に対してこうしたほうがいいんじゃないかと思うこともありますけれども、じゃあ住民の意見全てを集めるまでできませんとなるわけにもいかないと思います。行政側のほうでやり方について、変更されるようなことは話合っているのでしょうか。

藤原課長：パブリックコメントということで、ある程度案が固まった段階で皆さんのご意見を伺うというのがありますが、私たちのほうも住民の意見を聞くというのはとても大事にしているので、例えば、計画段階でアンケート調査やワークショップなど、少しずつですけども計画する段階でその辺も考えていけたらいいなとは思っています。

(事務局より検討チェックシート第4章第4節説明)

中嶋会長：ありがとうございました。27条は定義的な内容なので、特に意見等はないかと思えます。28条は協働の継続及び発展という内容でしたがご意見等ございませんか。では、次に29条ですが、今ご説明いただいた人材育成などを実施しているとのことで、何かありますでしょうか。

佐々木委員：広報紙やfacebookで町の情報などの情報発信をしているとのことで、facebookを開いてみたら、スタッフの紹介動画が5か月前に出ていました。ただ、再生回数が5か月で43回しか見られていない、一年前に投稿されているゆる.ぷらスタディーギャラリー編も再生回数が274回でした。これを多いとみるか少ないとみるかですが、こういうものって載せたからいいのではなくて、どれだけ新しいものを出して再生回数を稼ぐか、住民がどれだけ見たかで参加の度合いを測るものだと思います。そういう意味では、せっかく載せているのにもったいないと思います。

阿部委員：議会もyoutubeで見れますが、紙ベースのものに、今度の議会ではこういうのをやりますよというものを出してくれればもっとyoutubeで傍聴する人も増えると思います。情報発信の情報を発信するともっといいのかなと思います。

大庭委員：実際にスタッフに現状を聞いてきたら、場所的にお手洗いやキャッシュコーナーがあるのでゆる.ぷらの前を通る人は多いけど、中に入っていていただく一步が難しいと話していました。今はコロナの影響で難しいと思いますが、facebookと口コミと紙媒体の三段構えでもっとゆる.ぷらに気軽に入りやすい情報を発信していく必要があるのかなと思いました。

志子田副会長：動画を発信するにしても、ただ形式的に発信するのではなくて面白おかしく作ったほうが再生回数は伸びると思います。ただゆる.ぷらは行政の管轄の元ということもあるので、あんまり砕けたやり方はできないのかなと思います。情報発信するにしても、対象は子供向けだけど、実際連れてくるのは保護者だし、少し難しい面もあります。ですので、この地域では映像や紙媒体よりも口コミの力が強いのかなと感じています。ただ年間にして述べ1万人程度が来館していて、町民の約3割が来ているわけだから、頑張っているなと思っていました。

中嶋会長：一度ゆる.ぷらと関われば、それからは関わり続けてくれると思うので、初めのきっかけ作りの部分が大切なのかなと思います。

志子田副会長：ゆる.ぷらは印刷機が置いてあるので、行政区では各生涯学習センターでふるさと振興協議会に拠出金を出しているところは使えるが、それ以外の人はみんなゆる.ぷらを利用しています。そういう時に印刷だけでなく、利用者をゆる.ぷらにもっと引き付ける工夫をするといいのかなと思います。例えば領収書に何かPRの言葉を入れるなど、これからはそういう手法で利用者を獲得していくことも必要だと思います。ゆる.ぷらは専門的なスキルもあり、こういう情報が欲しいと言えば探してくれたり、親身に対応してくれるのですが、その活用方法を知らない住民が多いのだと思います。住民が活動するためのツールの一つで立ち上げた基本条例であり、ゆる.ぷらなので、この条例自体が住民にまだまだ浸

透していないということだと思います。

中嶋会長：住民がゆる. ぶらを自分たちの施設としてどうしたいかという観点で考えていくことが必要なのかなと思いました。次のところに進みたいと思います。では、ご説明をよろしくお願いいたします。

〈事務局より第30条の説明〉

中嶋会長：ありがとうございます。ではご意見やご質問あればお願いいたします。

中嶋会長：過去の提案・採択状況で、1年目が1件も採択されなかったというのは、どういった経緯があったのでしょうか。

駒板主事：意見提案をたくさん提案頂いたのですが、提案がよくなかったということではなくて、推進センターでの提案に対して支援し育てていくスキルが培われていなかったもので、それ以降については、審査会の前に事前に提案者と提案について育ててからプレゼンなどをしてもらうように丁寧な支援を行うようにしました。その結果徐々に採択率が多くなってきました。

中嶋会長：理想としては、どの程度の採択数があるといいと考えていますか。

駒板主事：年に4回の強化月間を設けて広報を行っているので、強化月間ごとに1件の提案があることが望ましいと考えています。ですので、年4件の提案数がいいと考えています。

中嶋会長：では、昨年度は2件の提案数なので、目標には届いていない現状ということですね。

村山委員：実践提案で採択されたのが11件とのことですが、これは現在も皆さん継続して活動してらっしゃるのでしょうか。

駒板主事：提案で出していただいた種類にもよります。資料裏面をご覧ください。イベント系の提案の、H24年に採択されたしばた匠まつりと、H25年に採択された柴田町チャリティーカラオケ東西対抗歌祭は、現在も自主的に活動が継続されています。すでに活動している団体からの提案だったH24年の上川名地区、H29年のかたりべの会も継続して活動しています。スタートアップ提案についても、私が聞いている限り継続して活動しています。

村山委員：提案件数が多いというのも大事だと思いますが、提案された事業が少しずつ育っていくことが町の発展につながるのかなと思います。関係する団体が年ごとに増えていくのも大変なのかなと思いますが、そういったことも情報発信していくことが大切だと思います。

阿部委員：スタートアップ提案で団体を立ち上げた後に、途中でも提案できるともっといいと思います。

中嶋会長：私もそのように思っていたのですが、スタートアップ提案で立ち上げた団体が通常実践提案

を提案するというパターンはないのでしょうか。

駒板主事：そのようなパターンも想定してはいますが、今まではありません。例えば通常実践提案は、団体が一回採択されたらもう提案できないという訳ではなくて、事業単位で提案できる制度となっているので、団体として力を入れて活動したい時期に、提案をいただければ、何回でも提案することができます。

中嶋会長：村山委員もおっしゃっていましたが、団体の活動を継続していくことがとても大事で、ただ継続するというのは難しくお金が無くなると活動が終わってしまうというのがほとんどです。提案をしたあとのフォローアップというのはやられているのかなということが気になりました。

阿部委員：私に関わっていることで、提案制度の意見提案であったしばた100選を発行して、それだけでなく関わった住民で活用チームを立ち上げて現在も活用しているのですが、それはみんなで会費を出し合って活動をしています。

中嶋会長：食堂やママカフェなんかは、将来事業化とかも考えられて起業支援が必要になったりとかすると思うので、採択されたあとの支援も充実していく必要があるのかなと思いました。

大庭委員：社会福祉協議会として、相談しに来た方にスタートアップ提案のことを紹介していました。そのあと実力が増えてきたら、赤い羽根の募金の助成に申請したりとレベルアップしていっています。スタートアップの3万円の補助が、今年できたばかりの団体にとって用意する書類もそれほど大変ではありません。そういった面でもスタートアップ提案で団体を設立し、実績を作っていただいて、その先へと進んでほしいと思います。

中嶋会長：その他何かございますでしょうか。大庭委員がおっしゃっていましたが、何か提案でできるようなきっかけとか、住民が地域の課題を知ることができる場づくりというものが必要なのかなと思っています。推進センターの話にもかかわるのですが、練馬のまちづくりセンターが良い事例としてよく挙げられるのですが、提案制度を出す前の支援として、住民にまち歩きをしてもらって地域の課題を発見をしてもらったり、学習会を開いたりとか、提案する前段階の支援をうまくやられています。そうすると提案が増えてくるので、うまく循環ができているなと思いました。住民を育てるという視点があると必要なのかなと思いました。では、第31条の推進センターの内容をご説明お願いいたします。

<事務局より第31条の説明>

中嶋会長：ありがとうございました。事務局からのご質問もあったのですが、それに対するご意見等お願いいたします。

村山委員：ゆる.ぷらについてどのような感想をお持ちですかということについてですが、だいぶ昔にパソコン教室のようなワークショップがあって、そこで勉強させていただいたのですが、そのあと途切れてしまってその後どうしていいか分からなくなってしましまして現在に至ります。その続きは例えば地

域で勉強会のようなものができればいいのかなと思っていましたが、自分にスキルがないので終わってしまいました。取組みとしてはとても面白いものだったのですが、そのあと途切れてしまったので、私ももう少し踏み込んでいければなどは思っていました。ギャラリーや口笛コンサートなどに行っていましたが、そのあとに繋がらずに帰ってきてしまったなというのがイメージとしてありました。そういうのは一回行って次に繋げるのが必要なのかなと思いました。もう一つ質問ですが、来館者はリピーターが多いのですか、それとも新規の方が多いのでしょうか。

駒板主事：多目的スペースと印刷機の利用につきましては、リピーターの方がほとんどだと思います。その他の利用者数は、ショッピングセンターを利用している方がふらっと寄ってみた方などがカウントされているので、リピート数はそれほど多くないのかなと思います。

志子田副会長：入りづらいというところもあるかもしれませんね。

村山委員：表にイスとかはあるんですか。

駒板主事：現在は、ショッピングセンターおいてある二人掛けの椅子が自販機の横に設置されているだけです。工夫している点としては、出入口の自動ドアを開けばなしにしたり、ガラスへの掲示物の掲示を、通路を通る人の目線からは外して中をみえるような貼り方をしています。

中嶋会長：私の意見なのですが、まちづくり推進センターはまちづくり活動が生まれていってほしいということで、ギャラリー展示にしても、展示している人同士で何か生まれていってほしいということだと思いますが、展示ただけで終わってしまってもどかしいということなのではないかなと思います。そこをもう少し本来のまちづくり推進センターの役割としてつなげていくことが必要だと思います。

阿部委員：中間支援としては、そうするとステップアップしていくのかなと思います。

大庭委員：ギャラリーだけではなくて、相談に気軽に行くことができるゆる.ふらとして変わっていきけるのかなと思います。

中嶋委員：運営されているのは若い方なので、いろいろアイディアがあるのかと思いますので、今後を期待していければいいと思います。またご意見有る方は、後程頂ければと思います。最後の部分の説明をお願いいたします。

<事務局より第32条から第35条の説明>

中嶋会長：ここは特にございませんかね。何かあれば個別にご意見頂戴できればと思います。

その他

<今後の審議内容について事務局より説明>

中嶋委員：チェックシートの見解との部分に今までのものをまとめていただいて、次回見直して何かあればその場で発言していただくということによろしいでしょうか。

駒板主事：事前にチェックシート完成させたものをお配りしますので、見ていただいて、当日ご議論いただければと思います。

中嶋委員：では、もし本日何か言い足りなかったことなどあれば、事前に事務局に連絡していただければと思います。

6. 閉会

志子田委員：今日もいろいろな意見を承ってああそうだなと考えさせられるような場面もありましたけど、審議会としても調査・研究というのも一つのテーマとしてありますので、自分の地区の状況を少しだけでもいいですから、自分たちの勉強を一つやってもらいたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後4時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

令和2年8月19日

会議録署名委員

会議録署名委員